

リレー連載

障害者権利条約の最前線

第6回 いまこそ学び、実現させたい「骨格提言」



斎藤なを子

きょうされん理事長

会議を、障害者自立支援法違憲訴訟の元原告や補佐人のみなさんとともに傍聴したときの光景が、今もあざやかによみがえります。内閣府特命担当大臣が、①障害者基本法の改正、②障害者総合福祉法、③障害者差別禁止法制定の3つの改革を進め、そのうえで障害者権利条約を批准していきたいと明言したのです。

その5日前の1月7日、自立支援法違憲訴訟原告団と弁護団は、国と「基本合意文書」を交わしました。そこには次のように約束されています。

「遅くとも平成25年（2013年）8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合福祉法制を実施する。そこにおいては、障害者福祉の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」

大きな動きが始まった瞬間でした。

●骨格提示との意義

●骨格提言とその意義

改革の②を検討するため、推進会議のもとに設けられた総合福祉部会が18回基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」大きな動きが始まつた瞬間でした。

に関する政策決定過程において、「障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる」ことの具体的なモデルになつたと思ひます。

り、本当にまとまるのだろうか、という不安がささやかれることもありました。そうした困難を乗り越えて最終合意に至った骨格提言は、日本の障害福祉法制に関わる議論の到達点を示した歴史的な文書といえます。

●他の者との平等をめざす

障害者総合福祉法がめざすべき 6つのポイント[要旨]

【1】障害のない市民との平等と公平 障害があっても市民として尊重され、誇りを持って社会に参加するためには、平等性と公平性の確保が何よりの条件となります。

【2】谷間や空白の解消 障害の種類によって福祉施策を受けられない制度の谷間、制度間の空白はいろいろな場面で発生しています。これらの解消を図っています。

【3】格差の是正 住まいや働く場、人による支えなどの環境は自治体の財政事情などによって質量ともに異なっています。また障害種別間の制度にも隔たりがあります。どこに暮らしを築いても一定の水準の支援を受けられるよう、格差の是正をめざします。

【4】放置できない社会問題の解決 精神障害者の「社会的入院」、地域での支援不足による長期施設入所、介助の大部分を家族に依存している状況を解決するため地域での支援体制を確立するとともに、効果的な地域移行プログラムを実施します。

【5】本人のニーズにあった支援サービス 個々の障害とニーズが尊重されるサービスの決定システムを開発します。本人の希望や意思が表明でき尊重される仕組みにします。

【6】安定した予算の確保 財源確保は国民の共感を得ることが不可欠です。当面はOECD加盟国の中位を確保することです。

全文は<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/>

すものとして、障害のない市民との平等と公平など6つの目標（別掲）を掲げています。これらは、障害者制度の改善・拡充を求めていくとりくみに重要な視点を提起しています。

内容は、法の理念・目的・範囲、障害（者）の範囲、選択と決定、支援体系、利用者地域移行、地域生活の基盤整備、利用者負担、相談支援、権利擁護、報酬と人材確保の10項目です。大きな論点であつた介護保険制度と障害福祉制度との関係では、「統合」ではなく、支援が継続されるよう、障害とともになう支援は原則償償、高額収入者は応能負担とまとめられています。

●名ばかり新法と私たちの課題

さらに、障害関連の財政規模について、OECD加盟国平均値並みの水準を求めています。

しかし骨格提言を法制化する「ロイヤル・コンパクト」に代わる法案、障害者総合支援法は、自立支援法の骨組みを変更しないものとなりました。訴訟団は約束を反故にしたと激しく抗議し、骨格提言づくりに費やした努力を無にする国家的詐欺ではないかとの批判が相次ぎました。骨格提言の尊重を求める運動が広がるなか、法案は12年6月に成立し、その後小幅な改定を経て現在に至っています。

新型コロナ禍にある現在、応益負担や日払い報酬など、自立支援法の弊害がくっきりと浮かび上がっています。

新型コロナ禍にある現在、応益負担や日払い報酬など、自立支援法の弊害がくつきりと浮かび上がっています。骨格提言から9年、その出発点となつた基本合意から10年。みんなでつくりだした大切な公文書を反故にすることなく、権利条約批准国にふさわしい障害者福祉法制として結実させていくために、あらためて学び直し、運動をひろげていくことが重要になつていると思います。

の検討を重ね、11年8月にまとめたものが、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」新法の制定を目指して」（骨格提言）です。

徹底した審議と合理的配慮

の検討を重ね、11年8月にまとめたものが、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」新法の制定を目指して」（骨格提言）です。

当事者と幅広い関係者の参画

部会は、障害当事者や家族の代表、事業者や支援者、学識経験者、自治体首長の合計55人で構成され、障害当事者の意見を尊重しつつ、幅広い関係者の合意のもとに新法の骨格を練り上げていくことが追求されました。自立支援法違憲訴訟団や日本障害者協議会（JJD）の関係者

当事者と幅広い関係者の参画